

令和3年度 第1回山梨地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時：令和3年7月1日（木）午前10時00分～午前10時52分
- 2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉
- 3 出席者：公益代表 石垣委員、伊藤委員、岡松委員、反田委員、鷹野委員
労働者代表 小林委員、櫻井委員、佐々木委員、白倉委員、田草川委員
使用者代表 一之瀬委員、荻木委員、川島委員、長谷川委員、前嶋委員
事務局 生方労働局長、田村労働基準部長、
太田良賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

- (1) 会長及び会長代理の選出について
- (2) 運営小委員会の委員の指名について
- (3) 山梨県最低賃金の改正決定の諮問について
- (4) 山梨県最低賃金専門部会の設置について
- (5) 最低賃金審議会の公開・非公開について
- (6) 山梨地方最低賃金審議会運営規程等の改正について
- (7) 労使からの意見聴取について
- (8) 今後の審議日程について
- (9) 特定最低賃金検討委員会の委員の選出について
- (10) その他

5 審議会内容

(賃金室長)

ただいまから、令和3年度第1回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

まずは、先般、委員の改選がございましたので、辞令を机上に置かせていただいております。御確認をお願いいたします。

本日は、全委員の皆様にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

また、当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて御報告いたします。

まず、山梨労働局長の生方から委員の皆様にご挨拶を申し上げます。

(労働局長)

皆様おはようございます。労働局長の生方でございます。

本日は、大変お忙しい中、令和3年度第1回山梨地方最低賃金審議会に、御出席い

ただきまして誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

冒頭、賃金室長から説明いたしましたとおり、本年度は、委員の改選が行われました。

多くの方に御留任いただくこととなりましたが、今回、初めて、御就任いただいた方も3名いらっしゃいます。

皆様方におかれましては、これから新たに2年間の任期をお願いすることとなりますが、どうぞよろしく願いいたします。

さて、本日の審議会でございますが、山梨県最低賃金の改正の諮問をさせていただいた上で、関連する手続きや今後の審議日程等を御審議いただく予定としております。

昨年度と同様に、本年度もコロナ禍における審議となり、皆様方には大変御苦勞をおかけすることとなりますが、県内の経済の動向、雇用の状況、あるいは生活保護と最低賃金の比較等々を考慮いただき、また、今月中旬に中央最低賃金審議会において示される予定である目安額も踏まえていただき、山梨県の最低賃金につきまして御審議いただきたく存じます。

私ども、事務局としましても、本審議会が円滑に進みますよう尽力して参ります。

以上、簡単ではございますが、開催に当たっての御挨拶とさせていただきます。

皆様、今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

(賃金室長)

それでは、次に委員の御紹介に入ります。

御手元に配布しております「山梨地方最低賃金審議会委員名簿」を御覧ください。名簿記載の順に御紹介をさせていただきます。

公益委員から御紹介します。

石垣委員です。

続きまして、伊藤委員です。

続きまして、岡松委員です。

続きまして、反田委員です。

続きまして、鷹野委員です。

次に労働者側委員を御紹介します。

小林委員です。

続きまして、櫻井委員です。

続きまして、佐々木委員です。

続きまして、白倉委員です。

続きまして、田草川委員です。

次に使用者側の委員を御紹介します。

一之瀬委員です。

続きまして、荊木委員です。

続きまして、川島委員です。

続きまして、長谷川委員です。

最後に、前嶋委員です。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

労働局長は御挨拶いたしましたので、その隣から。

労働基準部長の田村です。

室長補佐の平出です。

最後に、私、賃金室長の太田良でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【（１）会長及び会長代理の選出について】

（賃金室長）

続きまして、議事に入ります。

議事の１、会長及び会長代理の選出です。

会長及び会長代理につきましては、最低賃金法第24条の規定により、公益委員の中から委員が選挙することとされております。

いかがいたしましょうか。

（伊藤委員）

それでは、私から推薦させていただきます。

反田委員に会長を、鷹野委員に会長代理をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（各側委員）

異議なし。

（賃金室長）

それでは、異議なしというお声をいただきましたので、全会一致により、会長に反田委員、会長代理に鷹野委員が選出されました。

御手元の名簿の、反田委員の左側に二重丸を、鷹野委員の左側に一重丸をそれぞれ付けていただきますようお願いいたします。

それでは、審議会運営規程第5条により、会長が議長を務めることとされておりますので、反田会長から御挨拶をいただいた後、以後の議事進行をお願いいたします。

（反田会長）

それでは一言御挨拶をさせていただきます。

前期に引き続き、今期も会長を務めさせていただくということで、よろしくお願い致します。

今回は、新しく就任された委員が3名いらっしゃるということで、また、よろしくお願い致します。

昨年度も、コロナ禍で、県内の経済情勢や雇用情勢が大変厳しい中での審議となり、そのような中で、昨年度は、審議が難航いたしました。皆様のご協力をいただきまして、全会一致で結果をだすことができました。

本年度についても、まだコロナ禍の収束しない中での審議となりますけれども、昨年度と同様、真摯な御議論及び円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

【(2) 運営小委員会の委員の指名について】

(反田会長)

今年度の最低賃金審議会の運営につきましては、御手元に配布されております「山梨地方最低賃金審議会関係規定・法令集」の中の1ページにあります「令和3年度最低賃金改正等の推進について」を基本に審議を進めたいと思いますのでよろしくお願い致します。

それでは、議事に入りたいと思います。

議事の(2)、運営小委員会の委員の指名について、これについて事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。着座にて失礼いたします。

御手元にお配りしております「最低賃金審議会に係る基本的事項」の7ページを御覧ください。

これは山梨地方最低賃金審議会の構成図となっております。

一番上に山梨地方最低賃金審議会がありますが、その左下に運営小委員会がございます。

運営小委員会は最低賃金審議会の中に設けることができる委員会の一つで、本審及び専門部会の効率的な運営を図るため、審議会の運営全般にわたって協議いただく委員会となっています。

審議会に諮る前に、小委員会で事前に検討いただいて、その検討結果を山梨地方最低賃金審議会、以後「本審」と述べて参りますが、この本審で御審議いただく関係になっております。

例年、運営小委員会は、年度末に開催して、次年度に向けて、「最低賃金改正等の推進について」などについて御審議をいただいております。

次に、御手元に配布してございます、山梨地方最低賃金審議会関係規定・法令集の

10ページを御覧ください。

運営小委員会の運営規程となりますが、この第3条で、運営小委員会の委員につきましては、各側2名ずつの合計6名で、各側委員の互選により選出された委員より会長が指名することになっております。

本年度は、審議会本審における委員の改選がございましたので、運営小委員会の委員につきましても、改めて御選出をお願いいたします。

以上です。

(反田会長)

それでは、ただいま説明がありましたように、運営小委員会の委員につきまして、各側2名ずつの選出をお願いします。

事前に事務局から、本日、この場で選出した委員を報告していただく旨の連絡がなされていると思いますので、まず、労働者側からお願いします。

(白倉委員)

労働者側の委員は、櫻井委員と田草川委員をお願いします。

(反田会長)

はい、ありがとうございました。

それでは次に使用者側をお願いします。

(一之瀬委員)

使用者側につきましては、私、一之瀬と川島委員に運営小委員会の委員をお願いします。

(反田会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、事前に協議してあります公益委員も含めまして、運営小委員会の委員につきましては、公益側は、私、反田と鷹野委員、労働者側は、櫻井委員と田草川委員、使用者側は、一之瀬委員と川島委員をそれぞれ指名させていただきます。

なお、運営小委員会の委員長及び委員長代理につきましては、規程により、公益委員の中から互選することとなっておりますが、これらの選出につきましては、第1回の運営小委員会の開催時に行うこととします。

【(3) 山梨県最低賃金の改正決定の諮問について】

(反田会長)

それでは、次に議事の(3)、山梨県最低賃金の改正決定の諮問に入ります。

まずは、労働局長から諮問をお受けすることといたします。

(局長、会長に対して諮問文を手交)

(労働局長)

よろしく申し上げます。

(反田会長)

それでは、諮問文の写しを各委員にお配りいただきますので、事務局から諮問文の朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは、朗読させていただきます。

山梨労発基0701第2号、令和3年7月1日。

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿、山梨労働局長 生方勝。

最低賃金の改正決定について(諮問)。

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、山梨県最低賃金(昭和55年山梨労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ(同日閣議決定)に配意した、貴会の調査審議をお願いします。

以上です。

(反田会長)

それでは、諮問に当たりまして、労働局長から御挨拶をいただきます。

(労働局長)

ただいま、令和3年度の山梨県最低賃金の改正につきまして、諮問をさせていただきました。

新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチンの接種が、大規模会場や職域接種などにより実施され、全国的にもかなり進んできておりますが、未だ収束の見込みは立っておらず、冒頭の挨拶でも申し上げましたとおり、本年度も昨年度と同様に、コロナ禍において御審議いただくこととなります。

県内の経済や雇用の情勢につきましては、持ち直してきてはいるものの、業種によって回復の程度には差があり、まだ厳しい状況が続いております。

一方、先般、閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略フォローアップ」では、最低賃金の記述につきまして、「感染下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染拡大前に我が国で引き上げてきた

実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む。」との方針が示されたところでございます。

経済・雇用の情勢が依然厳しい中で、最低賃金制度の趣旨や役割を踏まえながら、最低賃金をどのようにしていくのか、非常に難しい御判断をしていただくこととなります。

私ども事務局としましても、迅速、的確な資料作りなどに尽力し、円滑な審議が行われますよう、努めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(反田会長)

ありがとうございました。

続きまして、事務局から諮問の背景などにつきまして説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

御手元に配布しております山梨地方最低賃金審議会審議資料の1ページを御覧ください。

これは、山梨県の地域別最低賃金と特定最低賃金の推移を示した表となっております。

右の方の、平成28年以降の欄を御覧ください。

平成28年以降、山梨県最低賃金は、毎年20数円の引上げが続いておりましたが、昨年は、コロナ禍で1円の引上げとなりました。

次の3ページの資料につきましては、後ほど、触れさせていただきます。

続きまして、5ページの資料を御覧ください。

これは、昨年度の審議会の開催状況を一覧にした表となります。

昨年度は、地域別最低賃金に関しましては、専門部会を5回開催し、当初予定していたスケジュールよりも一週間ほど遅れて、8月12日に第3回本審を開催して採決を行い、全会一致により、「プラス1円」の御答申をいただきました。

特定最低賃金に係る審議状況につきましては、後で各自御確認をお願いします。

次に7ページを御覧ください。

これは昨年度の全国の、地域別最低賃金の改定状況を一覧にした表でございます。山梨につきましては青く色付けしております。

昨年度は、先ほど申し上げたとおり1円の引上げとなり、10月9日に発効しております。

次に9ページを御覧ください。

これは県内における、過去6年の最低賃金の履行確保を重点とした監督指導結果を記載した表です。

最低賃金が守られているかどうかについて、重点的に監督指導を行った結果を記載しております。

最低賃金に係る法違反が認められた事業場の最低賃金に係る認識につきましては、ほとんどの事業場は、最低賃金が適用されることを知っているものの、一部には知らなかった事業場も認められております。

11ページと12ページには全国の状況を記載した表があります。

県内には、労働局の出先機関として、甲府、都留、鯉沢の3つの労働基準監督署がありまして、これらの監督署に配置されております労働基準監督官が日ごろ、管内の事業場に対して、監督指導を実施しております。

次に資料の13ページと、裏側14ページを御覧ください。

これは、15ページ以後の各種経済指標等のデータにつきまして、それぞれの主なポイントを取りまとめた一覧表になります。

真ん中当たりの「ページ」と記載した列には、それぞれの経済指標の資料が、この審議資料の何ページにあるか、ページ番号を示しておりますので、後で詳しく資料を御覧いただく際に御活用ください。

説明は以上です。

(反田会長)

ただいまの事務局の説明につきまして御質問等はございますか。

(各側委員)

(意見なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、ただいまの諮問を受けまして、山梨県最低賃金の改正決定について、今後、当審議会において、調査、審議を進めてまいりたいと思います。

【(4) 山梨県最低賃金専門部会の設置について】

(反田会長)

それでは、議事の(4)、専門部会の設置についてに移ります。
事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

引き続きまして、私から説明させていただきます。

山梨県最低賃金の改正につきましては、調査、審議を行っていただくために、専門部会を設置することが法令上必要とされております。

御手元に配布しております、「最低賃金決定要覧」という書籍を御覧いただきたいと思っております。

142ページ以降に関係法令が記載されております。

この中の146ページを御覧ください。

最低賃金法第25条第2項において、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされており、専門部会の設置義務が定められております。

また、同じく同条の第3項において、専門部会は公労使各側同数の委員をもって組織すると定められており、山梨では、「令和3年度最低賃金改正等の推進について」に基づき、各々3名で構成することとされております。

次に、151ページを御覧いただきたいと思っております。

最低賃金審議会令第6条第4項に、専門部会の任命手続が規定されており、労使の専門部会委員につきましては、この第4項の規定により読み替えられた最低賃金審議会令第3条の規定、この規定につきましては前の150ページにございますが、この規定により、労働者側と使用者側の委員につきましては、関係労働組合と関係使用者団体からそれぞれ推薦を受けまして、労働局長が任命することとされております。

この御推薦をいただくため、本審議会の終了後、本日中に推薦に係る公示を行うこととしております。

第1回の専門部会は、7月16日に開催する予定になっておりまして、日程にあまり余裕がございませんが、労働者側及び使用者側におかれましては、推薦の御準備をよろしくお願いいたします。

なお、推薦の期限につきましては、7月12日を予定しております。

公益側の専門部会委員につきましては、本審の公益委員の中から3名を労働局長が任命させていただくこととなります。

任期についてですが、本審の委員につきましては、最低賃金法第23条で、2年とされています。

一方、専門部会の委員につきましては、任期は特に定められておりません。

しかしながら、151ページの最低賃金審議会令第6条の第7項を御覧いただきますと、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したとき」に、「審議会の議決により、これを廃止するものとする。」とされておりますので、調査審議が終了した時点で、「審議会の議決があれば」、専門部会は廃止されることとなり、委員の任期も終了することとなります。

このことから、山梨県最低賃金が決定等されますと、専門部会の調査審議は終了しますので、専門部会の任務が終了する前に、「その任務が終了したら、廃止とする」という議決をあらかじめ行うことも可能であると解されておりますので、今後の審議会の円滑な進行の観点から、本日、当該議決をあらかじめいただきたいと考えておりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございますか。

(各側委員)

(意見なし。)

(反田会長)

ないようでしたら、山梨県最低賃金につきましては、専門部会を設置して調査審議を進めることとしたいと思います。

その運営は、「山梨地方最低賃金審議会専門部会運営規程」、それから「令和3年度最低賃金改正等の推進について」により進めていきたいと思います。

(反田会長)

専門部会は、山梨県最低賃金の金額が決定したところで廃止するというにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(各側委員)

(異議等なし)

(反田会長)

それでは、専門部会につきましては、山梨県最低賃金が決定したところで廃止することといたします。

【(5)最低賃金審議会の公開・非公開について】

(反田会長)

では、続きまして、議事の(5)「審議会の公開、非公開について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

お配りしております、関係規定・法令集の5ページを御覧ください。

山梨地方最低賃金審議会運営規程の第6条に、会議の公開について規定があります。

会議は、原則公開するというになっておりますが、公開することによりまして、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場

合など、一定の支障等が生じるおそれがある場合につきましては、会長の決定により非公開とすることができることとなっております。

今後、具体的な金額審議に入っていただくこととなりますが、あらかじめ各会議の非公開の要否を御検討いただき、決定していただきたいと考えておりますので御審議をよろしく申し上げます。

以上でございます。

(反田会長)

審議会の公開、非公開についてですが、私といたしましては、金額に係る率直な御意見をいただくということを前提といたしますと、金額審議を行う異議審と専門部会につきましては、原則非公開にしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(各側委員)

(異議等なし)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、金額審議が行われる異議審と専門部会については、原則非公開ということにいたします。

【(6)山梨地方最低賃金審議会運営規程等の改正について】

(反田会長)

次に議事の(6)山梨地方最低賃金審議会運営規程等の改正についてに移ります。事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

今回、改正の御提案をさせていただきますのは、審議会本審及び専門部会の議事録の取扱いについてです。

御手元に配布しております審議資料の123ページからを御覧ください。

山梨地方最低賃金審議会運営規程及び山梨地方最低賃金審議会専門部会運営規程それぞれの改正案をお示ししております。

改正箇所につきましては朱書きにしております。

従来、審議会本審及び専門部会の議事録につきましては、事務局で作成した後、署名をいただく委員の皆様へ、事前に当該議事録の電子データをメールでお送りして、内容を確認いただき、御指摘いただいた部分につきまして修正した上で、直接当該議事録を委員の皆様のもとに持参して、署名押印をいただいております。

しかしながら、昨年来の各種行政手続等における「押印廃止」の流れがありまして、最低賃金審議会の議事録への署名押印につきましても不要とするとの方針が厚生労働省から示されております。

これを受けまして、本審議会及び専門部会の議事録につきましても、署名押印をいただくことを廃止させていただきたいと考えております。

ただ、署名押印を廃止した場合でも、議事録の内容の信頼性を担保するために、従前と同様に、内容を御確認いただくことは必要とされているところでございます。

今後の具体的な確認方法としましては、事務局において議事録の案を作成した後、会長及び会長が指名した労働者側、使用者側のそれぞれの委員の方に、当該議事録の案の電子データをメールでお送りして、内容を御確認いただき、御指摘があった場合にはそれを反映させて議事録として確定させたいと考えております。

お示しいたしましたそれぞれの運営規程の改正案におきましては、資料の124ページとなりますが、メール云々と、詳しくは規定せずに、従来の「署名」の代わりに、「その内容を確認する」としてございます。

以上の点につきまして、御審議の上、御承認いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

(反田会長)

ただいま、説明のありました議事録への署名押印の廃止及びそれに代わる確認方法についてですが、現在の行政手続の流れを考えますと、事務局案どおりで差し支えないものと考えますが、何か御意見等はございますか。

(各側委員)

(異議なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、各運営規程の改正案につきましては、原案のとおりで承認することいたします。

【(7) 労使からの意見聴取について】

(反田会長)

それでは、次に議事の(7)、労使からの意見聴取についてに移ります。
事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

御手元の審議会資料の131ページからのパワーポイントの資料を御覧ください。

関係労使からの意見聴取についてですが、従来は、一つの事業場の視察を行い、その際に、当該事業場の会議室等をお借りして、労使双方から意見聴取を行っていましたが、昨年度は、コロナ禍にあり、委員の皆様が事業場を訪問したりするのは困難でしたので、代わりに事務局が事業場を訪問して、意見聴取を行いました。

対象とした事業場は、製造業1社、非製造業1社の2社で、具体的には、仕出し弁当の製造販売を行う事業場と社会福祉施設を営む事業場を対象としました。

意見聴取の対象者や聴取項目につきましては、資料の133ページに記載したとおりで、意見聴取の結果は、140ページからでございます。

本年度につきましては、134ページからになりますが、本年3月に開催されました運営小委員会及び第7回の本審におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、しかるべき時期に会長に御判断いただくこととなっております。

そして、本年5月の時点で、全国的には緊急事態宣言等が出されている地域があり、また、山梨県内においても新規感染者が増えている状況であったことから、労働者側、使用者側の委員の方にも御意見を伺い、その上で、昨年度と同様の方式により、意見聴取を行うこと及び対象とする事業場は、コロナ禍における経年的な変化を見るために、昨年度と同じ2つの事業場とすることにつきまして、会長の御判断をいただいております。

なお、この2つの事業場に対しましては、事務局から連絡して、本年度も意見聴取に協力いただくことにつきまして、既に御了解をいただいておりますことを御報告いたします。

次に資料の134ページの下のシートを御覧ください。

昨年度に引き続き、意見聴取を行うことから、新型コロナウイルス感染症の影響など、質問項目を追加したいと考えております。

これらの質問項目の追加を反映させたアンケート用紙は、135ページからになります。

以上のような形式で、本年度、労使からの意見聴取を実施することにつきまして、御了解いただきますとともに、質問項目等につきまして、何かございましたら御指示いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

(反田会長)

ただいま、労使からの意見聴取について、事務局から説明いただきました。

意見聴取の方式及び対象事業場につきましては、昨年度と同様といたしますが、意見聴取の項目等につきまして、何か御意見等はございますか。

(佐々木委員)

よろしいでしょうか。

佐々木です。よろしくお願いいたします。

この後といたしますか、コロナ禍の状況というか、これから先のこともお聞き取りいただければと思ひまして。

コロナ後、どのようにしたいか、賃金の関係も含めてなんですけど。

ある程度、中身は具体的には申し上げませんが、コロナ禍の状況ばかり聞いていると、結局、先を見越したお話がないところのアンケート、これはこれでよいと思うのですが、コロナ後の状況を含めて、経営の皆さんを含めて、会社企業として、どのように持っていく、賃金につながる部分も聞き取りをプラスしていただければありがたいと思ひます。

よろしくお願いいたします。

(反田会長)

事務局から。はい、どうぞ。

(田村基準部長)

そうしますと、135ページのところの三段にですね、最近の景況感及び今後の見込みという欄があるんですね。

ここの中に、コロナ禍、いつ収束するか、収束感も各皆様の中で違うところもあると思ひますが、ここに、コロナの収束後も含む、というようなことではどうでしょう。

(佐々木委員)

ありがとうございます。

(田村労働基準部長)

よろしいでしょうか。

3番のところに入れる。

(佐々木委員)

はい。

(反田会長)

よろしいでしょうか。

ほかに何かございますか。

(各側委員)

(意見なし)

(反田会長)

ないようでしたら、ただいま説明がありました、今後のコロナ収束後の状況の項目を追加して、労使から意見を聴取するということで実施したいと思います。

【(8)今後の審議日程について】

(反田会長)

次に議事の(8)、今後の審議日程についてに移ります。
事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

引き続き説明いたします。

令和3年度地域別最低賃金審議会日程表の案を1枚紙でお配りしておりますので御覧ください。

これは、以前、皆様に日程調整をお願いした際に、今後の日程を確保いただくため、仮に確定したものとして事前にお示ししたものと同じです。

審議資料の3ページを御覧ください。

この資料は、いつ答申をいただくと、いつ官報に公示することができて、いつ改正された最低賃金が発効となるかを記載した一覧表となります。

一番左の列が8月5日となっている行を赤い枠で囲ってありますが、8月5日に答申をいただきますと、異議申出の締切期限が15日後の8月20日の金曜日となり、土日を挟んで8月23日の午前に異議審を開催し、当日に官報公示の手続きを始めますと、9月1日に官報公示がなされ、30日後の10月1日に改正された最低賃金が法定発効することとなります。

この10月1日の発効を想定し、8月5日に答申をいただく本審を、また、8月23日の午前に異議審をそれぞれ開催する前提で、お配りした日程表は作成しております。

また、8月17日には、特定最低賃金検討委員会を開催する予定としております。

特定最低賃金検討委員会につきましては、後で改めて触れさせていただきますが、例年10月から始まる特定最低賃金の改正に係る審議の前に、そもそも改正の必要があるか否かについて、議論いただく必要がございますので、この時期に設定させていただいております。

今後の審議会の日程案の説明は以上でございますが、本日程案につきまして、御検討の上、御承認をよろしく願いいたします。

(反田会長)

ただいまの日程についての事務局からの説明がありました。これにつきまして、何か御意見、御質問等はございますか。

(各委員確認)

(異議なし。)

(反田会長)

よろしいですか。

それでは、この日程に沿って審議を進めて行くことにいたします。

【(9) 特定最低賃金検討委員会の委員の選出について】

(反田会長)

次に議事の(9)、特定最低賃金検討委員会の委員の選出についてに移ります。
事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金とは異なり、関係労使からの申出を受けまして、当該特定最低賃金について、改正の必要があるかどうかをまず議論いただき、「改正の必要性あり」との結論になった場合に、次に具体的な改正金額について検討いただく手続きとなっております。

この「改正の必要があるかどうか」について御議論いただく場が、8月17日に予定しております特定最低賃金検討委員会になります。

同委員会の委員につきましては、「令和3年度最低賃金改正等の推進について」により、各側2名を選出し、会長が指名することとされています。

検討委員会の委員につきましては、専門部会の委員とは異なり、関係労使から推薦をいただくという手続きは必要ありませんので、各側で事前に委員の候補を調整いただき、会長に指名していただく流れとなります。

労使各側の皆様におかれましては、検討委員会の委員の選出につきましての御準備をお願いしたいと思います。

以上です。

(反田会長)

ただいま事務局から説明のありました特定最低賃金検討委員会の委員の選出につきましては、特定最低賃金改正に係る正式な申出がなされてから行いたいと思います。

7月中には申出がある見込みですので、労働者側、使用者側、それぞれ2名の選出の準備をお願いします。

【(10) その他】

(反田会長)

以上で予定された議事は終了しましたが、「その他」として、何かございますか。

(各側委員)

(特になし。)

(反田会長)

ないようでしたら、事務局から何かございますか。

(賃金室長)

その他としまして、4点述べさせていただきます。

1点目は、助成金についてです。

審議資料の155ページを御覧ください。

この業務改善助成金は、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上のために設備投資などを行った中小企業に対して、その費用の一部を助成する制度で、賃金引上げに関する政府の支援策の一つとなります。

今年度からは、引上げ額が20円のコースが新たに創設されております。

157ページからは業種ごとの活用事例集を入れてございます。

なお、先月開催されました関係閣僚会議の中で、総理御自身から、「事業所内の最低時間給を引き上げるための助成を拡充する」旨の発言がございましたので、この業務改善助成金につきましては、今後、更なる見直しがあるかもしれませんことを申し添えます。

2点目は、山梨県の労働市場の動きについてです。

追加配布資料の1ページを御覧ください。

これは、一昨日に労働局が発表したばかりの、本年5月分の県内の労働市場の動きをまとめた資料となります。

後ほど御確認ください。

3点目は、労働組合からの要請等についてです。

山梨県労働組合総連合から、一昨日の6月29日付けで、要請書と署名の提出がありましたので報告させていただきます。

御手元の追加配布資料の5ページを御覧ください。

要請の主な内容は、「日本の最低賃金は、地域間格差が大きく、地方からの若者などの流出が問題になっている。人間らしい生活ができる最低賃金の水準と全国一律の最低賃金制度を求める。山梨の最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げ、さらに3年から5年で1,500円にすること。最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業に対する特別補助を早急に実現すること。」といったものになっています。

署名につきましては、本日の資料には入れてございませんが、1,600人余りの署名の提出がございました。

中央最低賃金審議会会長、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に対する上申も求められておりまして、上申に係る対応につきましては、事務局で対応させていただきますの

で、審議会の委員の皆様には、このような要請があったということを御承知おきいただきたいと思います。

最後、4点目は、参考資料の御案内です。

御手元にお配りした資料のピンク色の表紙の冊子、「山梨県の賃金概況」につきましては、毎年当局で作成しているものです。

県内の賃金関係の各種データを取りまとめておりますので、参考に御覧いただきたいと思います。

なお、この「山梨県の賃金概況」につきましては、当局のホームページにも掲載してございます。

以上です。

(反田会長)

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御意見・御質問等がございますか。

(各側委員)

(特になし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして、令和3年度の第1回山梨地方最低賃金審議会を終了します。

なお、本日の議事録の確認ですが、労働者側は白倉委員、使用者側は一之瀬委員にお願いします。

よろしく申し上げます。

それでは、長時間お疲れ様でした。

ありがとうございました。